



# おちいし俊則通信

おちいし俊則事務所

〒811-0204

福岡市東区奈多1-10-12

TEL: 606-4541 Fax: 606-6878

E-Mail: info@ochiishi.id

## 福岡市議会9月定例会

○雇用創出基金事業・生活者困窮者の相談窓口設置等の補正予算案可決

○「空き家の倒壊による被害の防止」に関する条例案・「議員報酬の減額案」可決

9月13日から開会された福岡市議会は、25日、一般会計・特別会計・企業会計補正予算案並びに議員提案による「空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例案」「議員報酬削



減特例条例案」等、32議案を可決・同意し閉会しました。私は、18日、「仕事を体験して学ぶ、キャリア教育の推進について」と「原発事故を想定した福岡市原子力災害避難計画について」質問に立ちました。(裏面参照)

また、議会最終日に行われた意見書採択において、私が所属する社民・市政クラブ福岡市議団は、「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書案」(民主・市民クラブや日本共産党市議団との共同立案)と「今秋の消費税

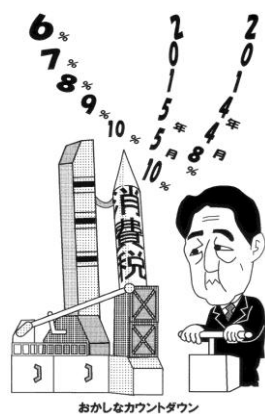
率引上げ決定に反対する意見書案」(日本共産党市議団との共同立案)を提案しましたが、可決にいたりませんでした。しかし、これまでの政府解釈を変更して集団的自衛権の行使を容認することや賃金改善の実感が得られていない中で消費税率を来年4月、8%に引

### 空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例

この条例は、台風などの自然災害を原因とする空き家の倒壊や瓦の飛散、壁の倒壊等による被害から、市民の生命、身体または財産を守ることを目的としています。

#### 【主な内容】

◆空き家の所有者等の管理義務とともに、被害防止のための必要な対策を推進する市の責務を明記。



おかしなカウントダウン

き上げることにより反対・疑義をもつ国民も多く、粘り強くこれらの問題点を訴えていきます。

【意見書について】市議会は、国会や関係省庁等へ市民生活に関係のある問題について意見や要望を伝えるため、意見書を提出することができます。

9月定例会では、5件の意見書案のうち3件が可決されました。

○婚外子差別等の是正を求める意見書案 (賛成多数)

○地方税財源の安定確保を求める意見書案 (賛成多数)

○寡婦控除を非婚の母子家庭まで拡大することを求める意見書案 (賛成多数)

### 「集団的自衛権の憲法解釈変更」異議あり!

歴代政府は、「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行って、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を自力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容されるものであり、許されない」としてきました。

国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条にもとづいて策定されなければなりません。憲法前文や第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、時々の政府や国会の判断で解釈を変更し、新たな法律を制定し根本的に変更することは、立憲主義に反する極めて危険な動きです。

とりわけ集団的自衛権をめぐる議論はこれまで国会において積み重ねており、これを無視して強引に解釈を変えようという試みは国会答弁をも形骸化させるものであり、これまでの政府見解を堅持すべきであります。

# 福岡市原子力災害避難計画

## 地域状況に応じた実効性ある防災体制の確立を

玄海原発には、稼働の有無に係らず大量の核燃料と使用済み放射性物質が保管されています。

これらが、地震や津波、あるいは操作ミス等により、原子力発電所の外に放出される事態に至る方が一の緊急事態を想定し、東京電力福島第一原発事故と事故発生時の避難誘導体制の不備を総括した防災体制の確立が求められます。昨年9月、国は、原発から半径30km圏の自治体に原子力災害避難計画策定を義務づけました。福岡市は原発から30km圏外ですが、事故が発生した場合、気象状況によっては放射性物質が飛来することも考えられるとして、「福岡市地域防災計画」の「原子力災害対策編・避難計画」を策定するとしています。

### 【おちいしの質問】

「事故の連絡の経路」「市民への広報」また「避難の方法と避難所の設置」「災害時要援護者の避難等」について、どのような対策が検討されているのか。

### 【市民局長答弁】

●原子力災害対策措置法第10条及び第15条に該当する事象の発生時には、「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」に基づき、九州電力から福岡市に直接連絡

●屋内退避を含む避難が必要になった場合は、国が福岡市に直接指示

●福岡市に影響を及ぼす事態の発生時には、報道機関に広報の要請を行うとともに、広報車等による巡回広報や災害広報紙等の発行、防災メール・緊急速報メール・ツイッター・街頭ビジョンなど、あらゆる媒体を利用して広報

●避難は、原則として自家用車の乗り合わせによる避難とし、自家用車による避難が出来ない市民は、市や県が準備するバス等を利用

●避難先は50km圏外でかつブルームの進行方向にあたらぬ市立の小中学校を避難所として開設

●災害時要援護者については、自ら避難がおこなえない方は、地域住民の協力のもと避難。それによりがたい方は、防災機関等の支援を得て避難

### 安定ヨウ素剤の配布について

### 【おちいしの質問】

安定ヨウ素剤は、内部被曝による甲状腺がんの発症リスクを低減させる効果がある。どのように検討されているか。

### 【市民局長の答弁】

●これまで避難計画の素案に盛り込んでいたが、先般7月に国が服用の対象年齢や配布方法等について新たな指針を示したので、再度検討を行っていく。

### 【おちいしの質問】

本市は、原子力災害避難計画を本年度中に策定するとされているが、原発事故の教訓を踏まえ、市民の安全確保と不安解消のため、地域の状況に応じた実効性のある計画にしなければならぬと考える、市長の所見を伺う。

### 【市長の答弁】

●国は、原発事故の発生に備える住民の避難計画づくりを支援する組織を設置し、30km圏内の広域避難計画の作成支援をするとしており、また、30km圏外の対策についても、今後、国が検討する予定であるので、国・県と連携を行い実効性のある計画づくりを進めていく。



昨年2月、福島県南相馬市を視察。桜井市長より、被害状況や事故発生時の避難状況の説明を受ける。

# 仕事を体験して学ぶ キャリア教育の推進



探求館内で体験学習する小学生

生活の基盤が不安定なため、将来設計が難しい若者が多くなっており、高校生を含め若者の就労支援の強化が急務となっています。

一昨年、中央教育審議会は、学校には社会人・職業人として自立した人材の育成が強く求められていること、しかし一方では若年無業者やフリーター問題、新卒者の早期離職問題等について学校教育が十分対応していないのではないかとこの危険性を示しました。

しかし、昨今の労働環境をみると、若者無業者の増加を単に若者の意識・意欲の問題にとらえるのは早計です。

学ぶことが自分の将来にどう関わっていくのか、迷っている子どもたちが多くいる中で、学校教育の中で、働くことを子どもたちの将来にどのように動機づけていくかが大きな課題となっています。

本年5月、元中学校校舎を改築整備した「京都まなびの街生き方

探求館」を視察しました。

この探求館は、地元企業や行政、市民の連携のもと、経済教育団体ジュニアアチーブメントの教育プログラム「生活設計体験学習」を活用し、地域や社会との関わりの中で生き方を考え、生きる力を育む「生き方探求教育」の拠点となっています。

京都市のほとんどの小中学校が参加し、仕事を通して、人と人との関わりや役割分担があつて社会が成り立っていることを学ぶことができています。

### 【おちいしの質問】

本市には施設一体型小中連携校が整備され、それらの学校の建設に伴い、空校舎となる学校がある。

「学びの場」であつたそれらの学校を、小・中学生が「社会の仕組みや経済の働きを学び、望ましい勤労観や職業観を育むための体験学習ができる施設」として、整備すべきと考えますが、所見を伺う。

### 【教育長答弁】

●大名小、簗子小及び住吉小の跡地については、それぞれの校区と本市で定めた「小中学校再編に関する計画書」に基づき、地域活動の場や災害時の避難場所等の整備を行うこととしており、これらの地域要望などを踏まえながら、今後跡地の利用計画を検討することとしている。